

外国人留学生への奨学金補助事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表2に定める外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業のうち外国人留学生への奨学金補助事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助事業者)

第2条 補助事業者（以下「事業者」という。）は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設の卒業年度に介護福祉士試験を受験する意思のある留学生※1に対し、学費や生活費などを給付等する徳島県内の介護施設等※2とする。

※1 介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校在学生及び介護福祉士養成施設在学生。なお、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了するものであること。

※2 所轄庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人又は施設・事業所等

(事業内容)

第3条 本事業は、事業者が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部について助成する。

(補助対象経費及び補助上限額等)

第4条 本事業の補助対象経費、補助上限額及び補助率等は下表のとおりとする。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費	基準額	補助率	
日本語学校	学費※3	年額 600,000円以内	基準額の 1/3	1年以内※5
	居住費などの生活費※4	年額 360,000円以内		
介護福祉士 養成施設	学費※3	年額 600,000円以内	基準額の 1/3	正規の 修学期間※5 (2~4年)
	入学準備金	200,000円以内※6		
	就職準備金	200,000円以内※6		
	介護福祉士試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費※4	年額 360,000円以内		

※3 「学費」と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も含めて給付等が行われている場合、県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。

※4 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く。）通学等のための交通

- 費等についても、県が必要と判断するものであれば対象として差し支えない。
- ※5 本人の病気や、新型コロナウイルス感染症の影響等の真にやむを得ないと県が認める事由により留年した期間中については助成対象期間に含めて差し支えない。
 - ※6 1回限り。

(補助金の返還)

- 第5条 次の第1号から第3号までのいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し又は既に交付した補助金を返還させるものとする。
- (1) 留学生が日本語学校から退学したとき、卒業することができなかつたとき又は卒業後に介護福祉士養成施設に入学しなかつたとき。
 - (2) 留学生が介護福祉士養成施設からの退学、介護福祉士養成学科から別の学科への転籍又は介護福祉士養成施設を卒業することができなかつたとき、もしくは介護福祉士資格取得後に徳島県内の介護施設等において3年間継続して就労が行われなかつたとき。
 - (3) 介護施設等が留学生に対して学費や生活費などを給付等したものの、当該学費や生活費などが介護施設等に返還されたとき。

(他制度との併給)

- 第6条 留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の類似する他の国庫補助事業を受けている場合は本事業の対象としない。
- ただし、日本語学校修学分について本事業を活用し、介護福祉士養成施設修学分に他制度を活用するなど、本事業と他制度が重複しない場合は差し支えない。(例えば、介護福祉士修学資金で生活費加算を受けず、本事業で介護福祉士養成施設における居住費などの生活費を利用することも可能)

(留意事項)

- 第7条 本事業の実施に当たっては、別添「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)を十分に参照すること。

(交付申請に当たって必要と認められる書類)

- 第8条 交付要綱第5条第2項第5号に定める書類は、日本語学校又は介護福祉士養成施設に在籍中であることを証する書類等とする。

(実績報告に当たって必要と認められる書類)

- 第9条 交付要綱第10条第2項第5号に定める書類は、外国人留学生へ奨学金等を支給した明細書の写し等とする。

(報告)

- 第10条 知事は、本事業の実績、成果を把握・分析するため、事業者に必要な事項を報告させるものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月4日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月6日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。